

令和3年度 定例報告に係るFAQ【歯科】

●定例報告の全般的事項

Q1：昨年の報告書様式を使用して提出していいですか。

A1：報告書様式については、毎年度、内容の改訂を行っていますので、必ず今年度（令和3年度）の様式を使用してください。

なお、令和3年度から押印は不要です。

Q2：なぜ、自己点検を行うのですか。

A2：届出している施設基準については、届出の内容と異なった事情が生じ、当該施設基準を満たさなくなった場合又は当該施設基準の届出区分が変更となった場合には、速やかに変更の届出を行うこととされています。

定例報告においては、7月1日時点の届出状況について自己点検をお願いするものです。

なお、定例報告時期に限らず、届出の内容と異なった事情が生じ、当該施設基準を満たさなくなった場合又は当該施設基準の届出区分が変更となった場合には、速やかに変更の届出を行ってください。

参考通知：保医発0305第2号及び保医発0305第3号（いずれも令和2年3月5日付）

第3 届出受理後の措置等

- 1 届出を受理した後において、届出の内容と異なった事情が生じ、当該施設基準を満たさなくなった場合又は当該施設基準の届出区分が変更となった場合には、保険医療機関の開設者は遅滞なく変更の届出等を行うものであること。

Q3：届出を行っている施設基準について自己点検を行った結果、要件を満たしていない施設基準が確認されました。どのように報告したらよいですか。

A3：「施設基準の届出の確認について（報告）」の「要件を満たしていない施設基準名」欄に該当する施設基準名をご記入いただき、必要事項を記入した「辞退届」を併せて提出してください。

本来の要件は満たさないものの、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い等により要件を満たす場合は、要件を満たしているものとして扱ってください。

このとき、臨時的な取扱い等により要件を満たす場合であっても、定例報告の各報告書には、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」（令和2年8月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡）2（2）又は「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その39）」（令和3年3月26日厚生労働省保険局医療課事務連絡）1（1）を適用した値ではなく、

各報告書に定める対象期間での実際の実績値を記載してください。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いや令和2年度診療報酬改定に係る経過措置については、これまでの事務連絡等において示されています。

中国四国厚生局のホームページ「令和3年7月1日定例報告について」のページに「施設基準関係を抜粋したもの」として掲示していますのでご確認ください。

一方、臨時的な取扱いをした上でなお、要件を満たさない場合は、以下のとおり報告等をお願いします。

〈臨時的な取扱いをした上でなお、要件を満たさない場合〉

「施設基準の届出の確認について（報告）」の「要件を満たしていない施設基準名」欄に該当する施設基準名をご記入いただき、併せて「辞退届」の提出をお願いします。

また、下位区分への変更が必要な場合についても同様に、「要件を満たしていない施設基準名」欄に該当する施設基準名を記入し、併せて「変更届」の提出をお願いします。（具体的な手続き方法については、所在地を管轄する各県事務所（広島県は指導監査課）へご照会ください。）

Q 4：届出を行っている施設基準について自己点検を行った結果、全て要件を満たしていることを確認しました。何か提出しなければいけないのでしょうか。

A 4：医科（無床診療所）・歯科・薬局の「施設基準等定例報告に係る書類の提出手順について」をご確認ください。

ステップ1において、「施設基準の届出の確認について（報告）」の「ア（届け出ている施設基準のすべてについて、要件を満たしている場合）」に該当する場合、「施設基準の届出の確認について（報告）」の提出は不要です。

次に、ステップ2において、「施設基準毎の報告」及び「保険外併用療養費」の報告について、報告内容に該当するかどうかをご確認いただき、該当する報告書があれば、各報告書及び「届出状況報告書」の提出が必要です。

Q 5：届出が不要である施設基準（明細書発行体制等加算等）について、自己点検や報告が必要でしょうか。

A 5：自己点検は必要です。届出が不要である施設基準（明細書発行体制等加算等）のみ要件を満たさない場合は、「施設基準の届出の確認について（報告）」の「ア」に該当するため、「施設基準の届出の確認について（報告）」の提出は不要です。

Q 6：届出事項について変更（従事者の変更等）が生じていた場合、何か手続が必要でしょうか。

A 6：平成30年度診療報酬改定以降は、従事者等に変更があっても、施設基準を満たしている場合には変更の届出が不要となりました。

ただし、神経学的検査、精密触覚機能検査、画像診断管理加算1、2及び3、歯科画像診断管理加算1及び2、麻酔管理料（I）、歯科麻酔管理料、歯科矯正診断料並びに顎口腔機能診断料について、届け出ている医師に変更があった場合等、その都度届出を行う必要があります。

なお、CAD/CAM装置（連携する歯科技工所が使用する装置を含む。）の変更、連携している歯科技工所の追加等による変更の届出は、令和2年5月7日付け事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その9）」により不要となりましたが、使用するCAD/CAM装置について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく届出が行われている機器であること、CAD/CAM冠用材料との互換性が制限されない機器であること等について自院で確認を行う必要があります。

（※ 届出事項の変更届は、該当する届出様式（届出書添付書類）を用いて届出を行います。その際、別添7（基本診療料の場合）又は別添2（特掲診療料の場合）の届出書に「変更届」である旨及び「変更の理由」を簡単に記載（例「届出医師の変更」等）していただき、該当する届出様式（届出書添付書類）と共に1部提出してください。）

Q7：報告書はどこへ提出すればよいのでしょうか。

A7：管轄の中国四国厚生局各県事務所（広島県は指導監査課）あて郵送にて提出してください。

なお、封筒の表面には、朱書きで「定例報告書在中」と記載してください。

Q8：定例報告を送付する際に、他の届出書を一緒に送付してよいのでしょうか。

A8：他の届出書がある場合は、定例報告とは別に送付していただくようお願いします。

Q9：各様式中の「保険医療機関コード」欄は、どのように記入するのでしょうか。

A9：7桁の指定通知書の番号を記載してください。

Q10：報告書はいつまでに提出すればよいのでしょうか。

A10：中国四国厚生局各県事務所（広島県の場合は指導監査課）からお届けしている事務連絡に記載している期日までに提出してください。（郵送必着）

Q11：押印が不要となったことから、FAXにより報告書を提出しても差し支えないでしょうか。

A11：FAXによる報告書の提出は受付していません。

お手数ですが郵送による提出をお願いします。

●個々の報告書類に関する事項

1. 選定療養及び歯科衛生実地指導等の実施状況報告書（別紙様式5）関係

Q12：これまで報告を行っている価格と相違はない場合、報告の必要はありますか。

A12：価格の変更がなく、また、全項目について前年7月1日から当年6月30日の間に診療実績もない場合は、報告の必要はありません。しかし、価格の変更がない場合であっても、期間内に診療実績がある場合には報告が必要となります。

Q13：これまで報告を行っている価格と相違がある場合、何か手続きが必要でしょうか。

A13：これまでの報告と価格の相違がある場合には、定例報告とは別に、速やかに変更の報告が必要です。

2. 費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書の発行に関する報告書（別紙様式12）関係

Q14：明細書発行体制等加算を算定していますが、報告の必要はありますか。

A14：公費負担医療に係る給付により自己負担がない患者を含め、全ての患者に明細書を発行している医療機関については、報告の必要はありません。電子請求を行っている医療機関のうち、明細書の発行を行っていない「正当な理由」について厚生局へ届け出ている医療機関が報告の対象となります。

3. 歯科点数表の初診料の注1の施設基準に係る報告書（様式2の7）関係

Q15：職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防策等の院内研修の実施状況について、いつ実施した研修を記入すればよいですか。

A15：直近で実施した研修をご記入ください。

Q16：常勤歯科医師の院内感染防止対策に関する研修の受講歴について、4年以内の受講について記入することとなっていますが、7月1日時点で4年以内ということでしょうか。

A16：7月1日時点で、過去4年以内に受講している研修をご記入ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響で受講予定の研修が延期され4年以内の受講歴が記載できない場合は、直近の受講歴についてご記載ください。

また、その場合には、届出を辞退する必要はありませんが、研修が実施できるようになった場合は、速やかに本来予定していた研修を受講してください。